

東京地方裁判所委員会報告

～刑の執行猶予と保護観察について～

東京地方裁判所委員会委員 当会会員 増田 径子(48期) ●Michiko Masuda

平成31年2月12日、第46回東京地方裁判所委員会が開催されました。

1. はじめに、地裁刑事部裁判官より、以下のとおり刑の執行猶予・保護観察の現状と制度についての説明がありました。

- (1) 平成29年、全国地裁の刑事通常事件の終局総人数50,591名のうち有罪49,335名、その中で全部執行猶予は約60%の29,121名、保護観察が付いたのはその7.6%の2,203名でした。一部執行猶予（平成28年6月施行、実刑の一種で宣告刑の一部だけ執行猶予となるもの）は1,503名で、ほぼ全件（1,496名、大多数が薬物乱用事案）に保護観察が付きました。
- (2) 保護観察は、家裁で少年に付されたり、少年院仮退院者・刑務所仮釈放者に付されたりしますが、刑事裁判所においては、刑の全部または一部執行猶予に保護観察を付した判決を言い渡すことができます。保護観察を付すのは、更生環境が不十分で自力更生が望めない、犯罪性がかかなり進んでいる、再度の執行猶予、その他の場合です。
- (3) 平成29年の裁判員裁判では、有罪とされた944名のうち、全部執行猶予は209名、その中で保護観察に付されたのは51.7%の108名でした。裁判官裁判と比べて多く保護観察を付す傾向にあります。

2. 続いて、東京保護観察所保護観察官より、以下のとおり保護観察の状況について説明がありました。

- (1) 平成29年の東京保護観察所における保護観察付全部執行猶予者新規受理者は219名（罪名では窃盗91件が最多）、年末係属件数は872件でした。保護観察付一部執行猶予の新規受理件数は27件、年末係属件数は26件でした。
- (2) 保護観察は、対象者が更生するよう、実社会の中で保護観察官と保護司が協働して指導監督を行うもので、担当保護司や保護観察官が、

原則月2回面接して生活状況を報告させ、遵守事項を守って生活するよう必要な指示を行うという方法で行われます。

- (3) 保護観察所においては、性犯罪や薬物、粗暴性の高い事件などを起こした保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムも行われています。東京保護観察所における集団による薬物再乱用防止プログラムでは、全員にお茶を配り和気藹々とした雰囲気の中で教育課程を行い、併せて、断薬意思の強化を図るため、尿検査や唾液による簡易薬物検出検査も行っています。

3. 最後に、質疑応答、意見交換が行われました。

- (1) 保護司へのなり手を増やす工夫については、保護司の活動拠点となる更生保護活動サポートセンターの設置をさらに進め、保護司の面接場所として、自宅だけでなくセンターも利用できるようにしていますとの説明がありました。
- (2) 保護司と対象者とのマッチングについては、保護観察所において、さまざまな事情を考慮し、十分に面接を行い、対象者に相応しい担当者を選んでいきますとの回答がありました。
- (3) 保護司の委員からは、地域の関係諸機関と連携し生活環境を調整しながら対象者を引受人につなぐのが、難しいけれども保護司の大きな役割となっていること、検察官の委員からは、再犯防止・更生のための社会内処遇の重要性から、論告でも適切な事案では保護観察を求めていること、また、東京地検では社会復帰支援室が、弁護士会や法テラスとも連携しながら対象者を地域につなぐ役割を担っていることについての報告がありました。

次回は平成31年6月7日、「裁判所の広報について」がテーマです。

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。